

みんなで知ろう 介護保険

今月は介護保険のサービスメニューを紹介します

介護保険の給付の対象になるサービスは、介護保険法で定められています。大きく分けますと、自宅で生活しながら利用する居宅サービスと、施設に入所して受ける施設サービスですが、具体的には以下のとおりです。

●訪問介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。



●訪問入浴

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

●訪問リハビリテーション

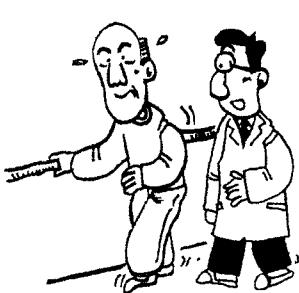
理学療法士や作業療法士などが、家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

●通所介護（デイサービス）
デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

●通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが、施設において、リハビリテーションを行います。

看護婦などが家庭を訪問して看護を行います。



- 痴ほう対応型共同生活介護（グループホーム）
痴ほうのため介護を必要とする方々が、十人程度のグループで、共同生活をします。
- 特定施設入所者生活介護
有料老人ホームなどに入所している方に、施設が介護サービスを行います。

●福祉用具貸与

車椅子やベッドなどの福祉用具の貸し出しを行います。

●居宅養護管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが、家庭を訪問して、療養に関するアドバイスを行います。

●短期入所生活介護（ショートステイ）

介護の必要な方を短期間、特別養護老人ホームなどで預かります。

- 指定介護老人保健施設
老人保健施設のことです。都留市には現在、「よこぶき荘」があります。
- 介護老人保健施設
市には現在、老人保健施設「つる」があります。
- 指定介護療養型医療施設
療養型病床群や老人性痴ほう疾患療養病棟などのことです。

施設サービス

特別養護老人ホームのことです。都留市には現在、「よこぶき荘」があります。

●指定介護老人保健施設

老人保健施設のことです。都留市には現在、老人保健施設「つる」があります。

●施設サービス